

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年1月30日
【事業年度】	第3期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥田 楯彦
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第3期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤り（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（退職給付引当金）における記載誤り）がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

4 . 会計処理基準に関する事項

(4) 重要な引当金の計上基準

退職給付引当金

3【訂正箇所】

訂正箇所は、__野で示してあります。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(訂正前)

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項 (4) 重要な引当金の計上基準 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1~15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度(一部の連結子会社は当連結会計年度)から費用処理しています。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項 (4) 重要な引当金の計上基準 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度(一部の連結子会社は当連結会計年度)から費用処理しています。 (追加情報) 数理計算上の差異の処理年数は、従業員の平均残存勤務期間が従来の償却期間に満たないため、当連結会計年度より15年から10年に変更しています。 この変更により営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ58百万円増加しています。</p>

(訂正後)

<p>前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項 (4) 重要な引当金の計上基準 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1～15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度(一部の連結子会社は当連結会計年度)から費用処理しています。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項 (4) 重要な引当金の計上基準 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1～15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度(一部の連結子会社は当連結会計年度)から費用処理しています。 (追加情報) 数理計算上の差異の処理年数は、従業員の平均残存勤務期間が従来の償却期間に満たないため、当連結会計年度より15年から10年に変更しています。 この変更により営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ58百万円増加しています。</p>